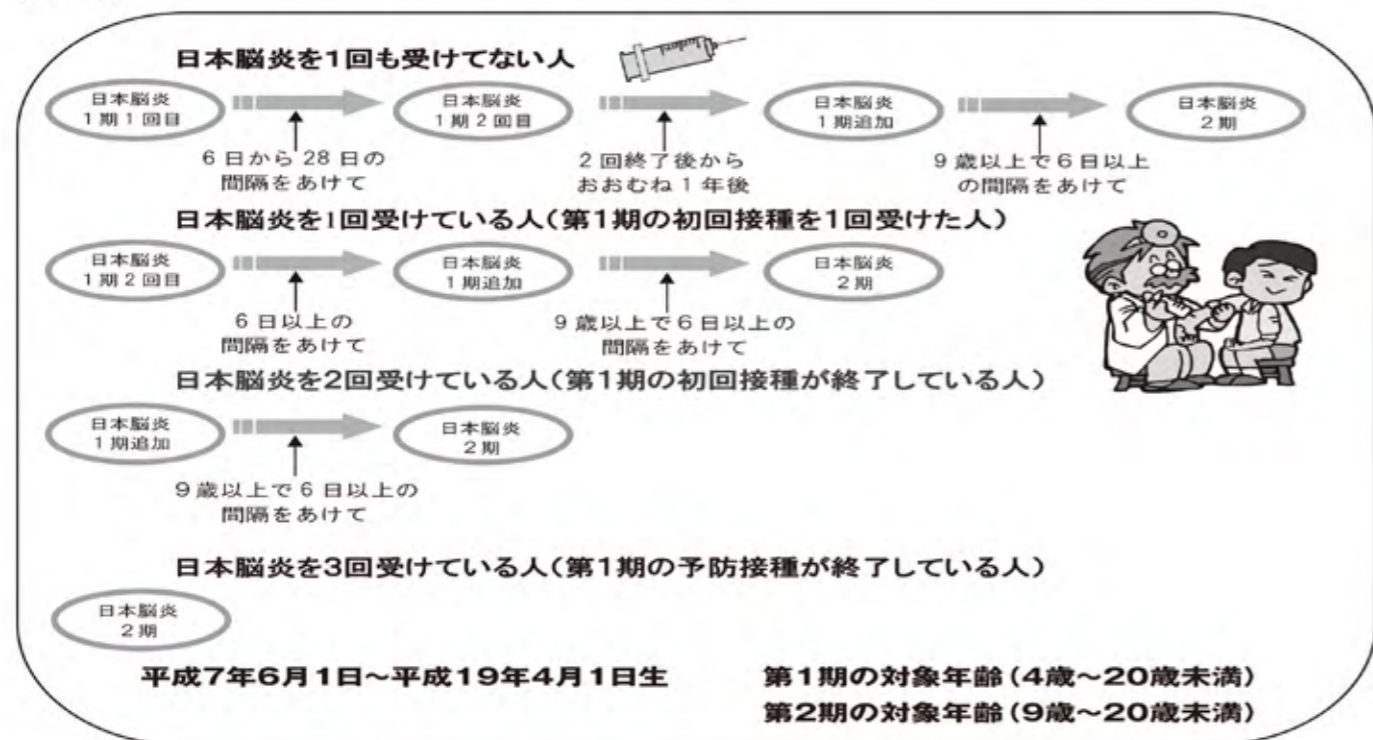


予防接種についてのお知らせ

日本脳炎予防接種は、日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに平成17年度から平成21年度まで、積極的な勧奨は行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、平成22年度から接種の案内を再開していますが、平成17年度から21年度の間にご案内できなかった方で、未接種者が多くいます。

そこで、ご案内のできなかった**平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれ**の方に対しては、20歳未満の間であれば、日本脳炎の予防接種を受けることができるようになりました。

母子手帳を確認していただき、日本脳炎の予防接種が完了していない方は、下記の表を参考に接種するようにお願いします。

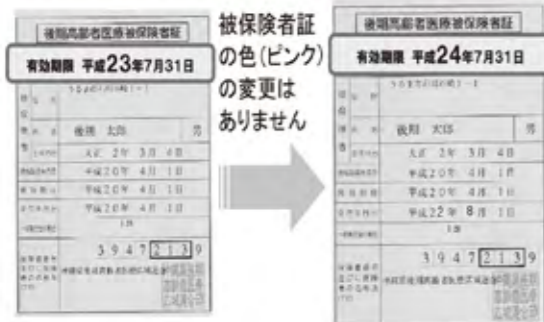


お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

長寿医療（後期高齢者医療）制度

被保険者の皆様へ

平成23年8月から
被保険者証が切り替わります
(有効期限が平成24年7月31日となります)



新しい被保険者証は、7月下旬までに、郵送します。
(保険料の納め忘れのある方につきましては窓口交付となります)

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 後期高齢者医療給付係 ☎945-4791 (内線152)

固定資産税の課税誤りについて(お詫び)

～町長・副町長を減給、職員を口頭注意～

去る3月に、固定資産税の家屋に対する課税で、一部事務処理に誤りがあったことが判明し、4月に追加徴収と還付処理の通知を行いました。町民の皆様並びに納税者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、改めて深くお詫び申し上げます。固定資産税は、3年ごとに実施する評価額の見直しを行いますが、この度の誤りは、平成21年度の評価替えにおいて、家屋の課税処理で最新の再建築費点数を計算するときの条件設定によるものであります。

この件に関し、町政を預かる責任者として一定のけじめが必要と考えております。

そこで、その道義的責任において私(町長)の給料月額を5%の3ヵ月減額するとともに、副町長の給料月額を3%の3ヵ月減額することといたしました。また、職員も指導上の措置として口頭注意したところであります。

常に厳正でなくてはならない地方税の課税業務における課税誤りであり、町政への信用を失墜させた責任で、今回そのような処分を科したところであります。

今後は、このようなことが二度と起こらないように、事務処理体制に万全を期し、納税者の皆様並びに町民の皆様の信頼回復を図るべく全力を尽くして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

西原町長 上 岡 明

「西原町暴力団排除条例」を制定しました

西原町における暴力団排除活動を推進するため、平成二十三年七月一日から「西原町暴力団排除条例」が施行されました。

この条例では次のことが定められております。

- ◆町と町民及び事業者の責務
- ◆町の事業や施設への措置
- ◆町における町民等への支援
- ◆暴力団員等への利益供与の禁止

県内においても暴力団による不当行為により安全な生活環境が脅かされる状況があります。

地域や職場から暴力団を排除して安心安全な生活を守りましょう。

暴力団に関する情報は浦添警察署にご一報ください。

☎945-01101